

建設業従事者のアスベスト被害の早期救済・解決を求める意見書

アスベスト（石綿）による健康被害は、潜伏期間が非常に長く、現在でも建物の改修、解体に伴う飛散などにより労働者や住民に広がり、中皮腫や肺がん、石綿肺による呼吸機能の低下などをもたらし、日常生活に支障を来たすなど被害者は大変な苦しみを背負っている。

国が建築基準法などで不燃化、耐火工法としてアスベストを指定したことにより、建築資材として建設現場で使用され、建設業従事者に大きな被害が出ている。建設業従事者は、個人事業主で労災に加入していない場合や、多くの現場に従事するため、原因となる作業の特定が困難となり労災を受けにくく、多くの製造業などで支給される企業独自の上乗せ補償もない。国は石綿による健康被害の救済に関する法律を成立させたが、労災給付金と比較すると救済給付金の額が低いなどその内容は不十分であり、抜本的な改正が必要である。

また、平成26年10月9日には、大阪府泉南地域のアスベスト加工工場の元従業員が提起した集団訴訟で最高裁判所が国の責任を認める判決を出している。

よって、国会及び政府におかれては、アスベスト被害者及び遺族の救済とアスベスト被害の根絶のため抜本的な対策を強化し早期解決を図るよう当市議会は強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月19日

藤 沢 市 議 会

衆 議 院 議 長	}	あて
参 議 院 議 長		
内 閣 総 理 大 臣		
財 務 大 臣		
厚 生 労 働 大 臣		
経 済 産 業 大 臣		
国 土 交 通 大 臣		
環 境 大 臣		